

「ふじさわゼロカーボンロゴマーク」使用要綱

2026年（令和8年）10月1日制定

1 目的

この要綱は、「ふじさわゼロカーボンロゴマーク（以下『ロゴマーク』という。）」の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

2 ロゴマークのデザイン

次の3種類とする。

フルカラー	モノクロ	単色
		

3 ロゴマークに関する権利

ロゴマークに関する著作権等一切の権利は、藤沢市に帰属する。

4 使用の範囲

個人、法人、団体等を問わず、藤沢市のゼロカーボン推進に寄与する目的において、申請不要・無料で使用できる。但し、商用目的の場合のみ、使用前に「5 商用目的使用時の手続き」に定める申請等を行わなければならない。

5 商用目的使用時の手続き

（1）商用目的使用の定義

商用目的使用とは、販売を行う商品やサービスのパッケージやカタログ、ホームページ等にロゴマークを付することをいう。

（2）商用目的使用

商用目的使用を希望する者は、「ふじさわゼロカーボンロゴマーク商用目的使用申請書」（様式1）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(3) 使用承認

市長は、前号の規定による商用目的使用申請があったときは、その用途が藤沢市のゼロカーボン推進の目的に寄与するものであることを確認し、承認する場合は「ふじさわゼロカーボンロゴマーク商用目的使用承認通知書」(様式2)により、承認しない場合は「ふじさわゼロカーボンロゴマーク商用目的使用不承認通知書」(様式3)によりそれぞれ申請者へ通知するものとする。なお、承認する場合、市長は必要に応じて使用条件を付すことができる。

6 遵守事項

ロゴマークの使用にあたっては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。なお、市長が各号に定める事項が遵守されていないと判断した場合は、ロゴマークの使用を中止するよう指示することができる。

- (1) 「ふじさわゼロカーボンロゴマークガイドライン」に記載のルールに沿って使用すること。
- (2) ロゴマークについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利を設定又は登録しないこと。
- (3) 次の事項に該当する、又は該当する可能性がある場合に使用しないこと。
 - ア 法令又は公序良俗に反する場合
 - イ 特定の宗教、思想又は政治的活動に関する場合
 - ウ 人権を侵害するおそれのある場合
 - エ 青少年の健全育成にとって有害な影響を与えるおそれのある場合
 - オ 消費者保護の観点からふさわしくない場合
 - カ その他、市長が適切でないと判断する場合

7 その他

この要綱に定めがない事項については、別途市長が定める。

以 上

(様式1)
年 月 日

「ふじさわゼロカーボンロゴマーク」商用目的使用申請書

藤沢市長

(申請者)
郵便番号 〒 —
住 所
団 体 名
代 表 者

「ふじさわゼロカーボンロゴマーク」を商用目的で使いたいので、「ふじさわゼロカーボンロゴマーク使用要綱」の規定を確認し、次のとおり申請します。

使用用途		
使用希望期間		年 月 日から 年 月 日まで
商 品 等	品名	
	形状等	
	製造数量	
	販売価格	
	販売場所	
藤沢市のゼロ カーボン推進に 寄与する点		
連 絡 先	担当者	
	電話番号	
	E-Mail	

【注意事項】

- ・制作物や使用の様子がわかる見本、資料等を添付してください。
- ・この申請書は制作する商品等ごとに作成し、提出してください。

(様式2)
年 月 日

「ふじさわゼロカーボンロゴマーク」商用目的使用承認通知書

〇〇〇〇〇〇様

藤沢市長 鈴木 恒夫

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった「ふじさわゼロカーボンロゴマーク」商用目的使用については、次のとおり承認します。

使用用途	
使用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用にあたっての 注意事項	・ 「ふじさわゼロカーボンロゴマークガイドライン」に記載の内容を確認し、使用ルールを遵守してください。 ・ 完成した商品等の見本（１部）もしくは撮影した写真を提出してください。 ・ 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに報告してください。

(様式3)
年 月 日

「ふじさわゼロカーボンロゴマーク」商用目的使用不承認通知書

〇〇〇〇〇〇様

藤沢市長 鈴木 恒夫

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった「ふじさわゼロカーボンロゴマーク」商用目的使用については、不承認とします。

使用用途	
不承認の理由	